

2020年3月30日  
 東京都千代田区麹町三丁目2番  
 rakumo 株式会社  
 代表取締役社長 御手洗 大祐

**貸借対照表**

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>372,804</b>	<b>流動負債</b>	<b>367,495</b>
現金及び預金	304,668	買掛金	27,848
売掛金	35,239	一年内返済予定長期借入金	20,449
貯蔵品	173	未払金	9,541
前払費用	30,681	未払費用	7,912
未収入金	2,042	未払法人税等	604
		未払消費税等	24,219
<b>固定資産</b>	<b>118,513</b>	預り金	4,051
<b>有形固定資産</b>	<b>23,810</b>	前受収益	270,020
建物附属設備	22,474	賞与引当金	2,847
工具器具備品	1,335	<b>固定負債</b>	<b>97,162</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>60,204</b>	長期借入金	84,986
商標権	16	長期未払金	831
ソフトウェア	32,324	長期前受収益	137
ソフトウェア仮勘定	27,863	資産除去債務	8,662
<b>投資その他の資産</b>	<b>34,498</b>	繰延税金負債	2,545
関係会社株式	9,880	<b>負債合計</b>	<b>464,657</b>
敷金	23,918	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	700	<b>株主資本</b>	<b>26,659</b>
		<b>資本金</b>	<b>99,000</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>59,850</b>
		資本準備金	29,850
		その他資本剰余金	30,000
		<b>利益剰余金</b>	<b>△132,190</b>
		その他利益剰余金	△132,190
		繰越利益剰余金	△132,190
		(うち当期純損失)	(49,637)
		<b>純資産合計</b>	<b>26,659</b>
<b>資産合計</b>	<b>491,317</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>491,317</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備	15 年
--------	------

工具器具及び備品	4～8 年
----------	-------

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア	3 年～5 年
-------------	---------

商標権	10 年
-----	------

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### 5. 収益の計上基準

#### (1) ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

#### (2) その他

検収基準に基づき収益を認識しております。

### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(株主資本等変動計算書)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 普通株式: 20,820株

(2) A種優先株式: 29,445株

2. 自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式: 2,680株

以上